史料からみた多賀城市域における 1611 年慶長奥州地震津波の 被害と復興 — 『安永風土記』などによる史料的検討 —

東北歴史博物館*柳澤和明

A study on damages and reconstruction of the 1611 Keicho Oshu Earthquake and Tsunami around Tagajo City: Consideration on the basis of "Anei Fudoki"

Kazuaki YANAGISAWA

Tohoku History Museum, Takasaki 1-22-1, Tagajo, Miyagi, 985-0062 Japan

The present study discusses damages and recovery from the 1611 Keicho Oshu Earthquake and Tsunami at now Tagajo City based on the "Anei Fudoki" (Records of the culture and geography of Mustu Province in 1774). It is evident from historical materials that Hannya-ji Temple, Hachiman-gu Shrine and its temple/shrine town at Yawata village 2.4 km away from the coast were flooded by the tsunami and this tsunami run up Sunaoshi-gawa River at least 6 km upstream from the estuary of this river. Until in 1673, flood control projects of Nanakita-gawa River were carried out as reconstructions of this disaster by Masamune Date (the first load of the Sendai Domain) and Tsunamura Date (the fourth load). Tsunamura Date also reconstructed Hachiman-gu Shrine in 1673.

Keywords: "Anei Fudoki", 1611 Keicho Oshu Earthquake Tsunami, Tagajo City, Yawata village, Minatohama.

§ 1. はじめに

慶長十六年十月二十八日(グレゴリオ暦1611年12月2日),東北地方太平洋沖を震源とする大地震が発生し,大津波が太平洋沿岸各地を襲った. 蝦名裕一氏は,この津波について「1611年慶長奥州地震津波」と呼ぶべきと指摘する〔蝦名(2014)〕. 本稿でもこの名称を用いることにする.

1611 年慶長奥州地震津波については、『駿府政事録』慶長十六年十一月晦条(1612年1月2日)に、「松平陸奥守政宗献ニ初鱈ー、就レ之、政宗領所海涯人屋、波涛大漲来、悉流失、溺死者五千人、世日ニ津波ー云々」と、仙台領に津波が押し寄せ、家屋が流出して、5、000 人が溺死したと記されている。一方、伊達政宗の祐筆、真山正兵衛の記した『真山記』慶長十六年十月廿八日条(1611年12月2日)では、仙台藩の溺死者数を1、783人と記されている。

『駿府政事録』と『真山記』にみられる溺死者数の違いについては、幕府の命により仙台藩が貞享元年(1684)に提出した『譜牒余録』巻第十五「高祖父輝宗・曾祖父政宗・祖父忠宗記録抜書之五」(『内閣文庫影印叢刊 譜牒余録上』)に、「一、同年十月廿八日、巳刻過、政宗領内大地震、津波入千七百八拾三人相果申候」とあり、仙台藩ではこの津波による領内

の溺死者数を 1,783 人と認識していたことが知られる, と岡田清一氏は指摘する[岡田(2017)].

1611年慶長奥州地震津波が現在の多賀城市域に 襲来したかどうかということは、筆者の研究テーマであ る 869年貞観地震津波の陸奥国府多賀城への襲来 を検討する上でも、検討必要な重要課題の一つであ る. しかし、多賀城市域へのこの津波襲来については、 モリス(2013)以外にはあまり言及がない.

J. F. モリス氏は、宮城郡八幡村(現・多賀城市八幡)を領有した天童家文書の分析に際し、『安永風土記』も分析した。そして、「宮城郡末松山八幡宮社領という戦国時代の検地帳の写しから、般若寺の門前町は戦国時代に存在していたことが確認できる。戦国期以降・近世初期に門前町を飲み込むほどの津波とは、慶長の大津波以外には考えられない。」、「八幡在所周辺では慶長の津波による大きな被害はなかった蓋然性が高いことを示唆している」と、宮城郡八幡村宮内に所在した末松山八幡宮・般若寺の門前町が1611年慶長奥州地震津波により流失したことを論証した〔モリス(2013)〕。しかし、周辺の村々にどの程度の被害があったかについては言及がない。

蝦名裕一・今井健太郎氏は,モリス(2013)の見解 を追認し,八幡神社の成立は11世紀以降と特定でき

^{* 〒985-0062} 宮城県多賀城市高崎1丁目 22-1 電子メール: kz282to220yana@ybb.ne.jp

ることから,八幡神社の門前町を破壊した規模の津波は1611年慶長奥州地震津波であるとし,現在の八幡神社の門前町で計測した標高値が3.0 mであった,と指摘した〔蝦名・今井(2015)〕.

筆者は歴史考古学を専門とし、東日本大震災が起きてからは陸奥国府多賀城と869年貞観地震・津波との関連性について継続的に研究している。研究が進むにつれ、869年貞観地震・津波、1611年慶長奥州地震・津波、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震・津波の3つの巨大地震・津波を合わせて、この地域における巨大地震・津波を総合的に研究すべきである、と総合的な地域災害史研究の必要性を痛感している。しかし、多賀城市域における1611年慶長奥州地震・津波研究は、モリス(2013)、蝦名・今井(2015)以降、まったく進展していない。そこで、専門外の近世史に大きく踏み込むことになるが、本稿では1611年慶長奥州地震津波が現在の多賀城市域に襲来したかどうかということについて、先ずは史料にもとづいて検討することにしたい。

また,多賀城市域における 1611 年慶長奥州地震 津波による被害がモリス(2013)まで本格的に論じら れてこなかったことから,この復興については論じら れてこなかった.被害の実態をさらに明らかにするこ とによって,復興についても検討することにしたい.

§ 2. 多賀城市域における 1611 年慶長奥州地震津 波の被害と復興

1611 年慶長奥州地震・津波が発生した当時,宮城県域を領有していたのは陸奥国仙台藩初代藩主・伊達政宗である. 明和九年(1772)完成の『封内風土記』の不備を補うことなどを目的に,仙台藩第七代藩主・伊達重村は,各郡各村々に村別,代数有之百姓,品替百姓,社家,神主,神職人各寺院別の書出を命じ,安永三年(1774)にこれを取りまとめた. これを一般に『安永風土記』と総称している.

陸奥国府多賀城は、多賀城市に所在する. 江戸時代、周辺の村々は宮城郡に属していた. 現在の多賀城市域に当たる村々は、陸方(内陸部)の八幡村, 衛宮村, 直至村, 市川村, 浮島村, 高崎村, 留谷村, 笠神村, 大代村, 下馬村, 現在の塩竃市に当たる村は浜方(沿岸部)の塩竈村, 現在の七ヶ浜町に当たる村々は浜方の湊浜, 松ケ浜, 花渕浜, 吉田浜, 東宮浜, 菖蒲田浜, 代ヶ崎浜, 現在の利府町に当たる村々は陸方の飯土井村, 加瀬村, 利府本郷, 現在の仙台市に当たる村々は陸方の中野村, 蒲生村, 田子

村である.このうち, 浜方の村々と陸方の大代村, 中野村が海に面していた(第2図).

以上の村々の御用書出は、宮城県史編纂委員会 (1954),多賀城市域の村々については多賀城市史編纂委員会 (1985),八幡村については多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会・多賀城市教育委員会 (2014)に翻刻されている。多賀城市域の各村々については、難波信雄氏が『安永風土記』にもとづいて概要を記している〔難波 (1993)〕.

これら翻刻された現在の多賀城市域周辺の村々について、『安永風土記』にみられる津波被害を検討した結果、1611年慶長奥州地震津波に関するとみられる津波被害や津波の可能性のある被害が記録された村々は、八幡村、市川村、大代村の3村と湊浜の1浜のみであった。

『安永風土記』は、1611 年慶長奥州地震津波から163 年後の安永三年(1774)にまとめられたので、1611年慶長奥州地震津波直後の同年代の一次史料ではない。しかし、仙台藩が様式を提示した上で、村ごとに各村や村内の寺院などの概要を様式にしたがって肝入や住職などに書き出させ、藩に提出させた公文書であり、「村勢要覧ともいうべき村方文書」と評価されている「佐藤(1976)」。津波が起きた年代をきちんと記していない点に問題が残るものの、それなりに信用のおける二次史料と言える。

翻刻された各村・寺社等御用書出の多くは、仙台藩に提出された宮城県図書館所蔵の正本を底本としている。しかし、一部欠損があり、『宮城県史』では欠損史料の収集に努め、一部は村に残された控えやその写本(個人蔵)を翻刻している。津波を「血波」と誤写し、片仮名による送り仮名が多用される大代村の史料(史料6)も、そうした後世の写本の一つである。

なお、『安永風土記』は宮城県史編纂委員会 (1954)を使用し、引用史料は後掲の付録に一括掲載した. 読みやすくするため、旧字を新字に置き換えるとともに、句読点と返り点を付加し、読み下し文は省略した. また、引用箇所をわかりやすくするため、本文で直接言及する箇所には○付き数字を付加した.

2.1 八幡村(現・多賀城市八幡)の被害と復興

宮城郡陸方八幡村の安永三年(1774)『安永風土 記御用書出』には、「八幡村御用書出」、「八幡村代 数有之御百姓書出」、「八幡社家書出」、5寺院(般若 寺, 木磯寺, 宝国寺, 光徳院, 喜宝院)別書出が残る. このうち、津波の被害が直接記載されるのは、「八幡 社家御百姓書出」(史料 1),「般若寺書出」(史料 2) の二つである.

【史料 1】安永三年(1774)『安永風土記御用書出』 「八幡社家御百姓書出」

後掲の史料 2 のように、八幡社は八幡村宮内に所在した末松山八幡宮 (沖八幡)のことである. 八幡社 家本百姓として、八幡村宮内屋敷の庄右衛門、三四郎、四郎助、要害屋敷の与兵衛、中野村の蓬田屋敷の覚左衛門、原田屋敷の大助、宿在家屋敷の嘉内、久兵衛、曲田屋敷の長十郎、市太郎、大貝沼屋敷の文四郎、片平屋敷の虎蔵の8 人について、先祖から当代までを列記している. これら 12 人の名前は後掲の史料 4個にも列記されている.

この次に、神妻屋敷の杢兵衛、達屋敷の清三郎、原田屋敷の仲兵衛の3人を挙げ、安永三年(1774)の20年以上前にこれら3人が「活却禿」(破産した禿百姓)となり、「跡式」(跡目)がなく、代が途絶えたことを記す(①).これに続けて、八幡宮の神事を務めた社家はかつて30家だったが(③)、安永三年(1774)段階には八幡村の4家(宮内屋敷3家、要害屋敷1家)、中野村の6家(蓬田・原・宿在家・曲田・大貝沼・片平各屋敷)、計10家に減少したこと(②)、津波が八幡村に押し寄せたため被害を受け、残った社人(神主)とともに社家が利府町(史料2⑩には「利府加瀬村」うちの「八幡町」とある)に移住した他、「沽却禿」となったこと(④)、貞享元年(1684)六月に八幡社が再建されたこと(⑤)を記す.

この史料 1 は、八幡村への津波襲来による八幡村から北西・内陸の利府町への社人の移住(第2図)を具体的に記し、信憑性の高い重要史料である. ただし、津波が襲来した年代は不明としている(④).

安永三年(1774)段階,末松山八幡宮所在地の宮内の社家が3家のみで,中野村の各社家の書出には八幡村から移住したことが記されていないことは注目される.本来,所在地の社家は最も多いはずである.これが3家のみで,海辺に面した南隣の中野村(第2図)の社家に八幡村から移住した社家がないとみられることは,その内訳は不明であるが,津波の被害を受けて亡くなったり,「沽却禿」(破産)したり,北西・内陸の利府町に移住(第2図)した社家が八幡村で20家程あったこと,中野村も津波で浸水し,八幡村からの移住先として適さなかったことを示唆している.

次の史料 2 には、末松山八幡宮別当寺である般若 寺の概要と津波の概要が以下のように記されている.

【史料 2】安永三年(1774) 『安永風土記御用書出』

「宮城郡陸方八幡村般若寺書出」

この書出は、八幡宮別当、末松山般若寺の楽明が行っている。般若寺は真言宗(①)で、八幡村宮内に所在した八幡宮(③)の別当寺(神宮寺)で(⑧・⑨)、宮内に所在した(②). 八幡宮と般若寺は、最初は八幡村の古館にあったが、八幡宮は宮内に遷宮するにあたり、般若寺も宮内に移転した(⑤). 般若寺と八幡宮の移転は、建保年中(1213~1219)に平右馬助が八幡村(当時は八幡荘)を拝領し、館を築いた際のことだとする申し伝えを記している(⑬). 永仁七年(1299)、介平景綱が奉納した「末松山八幡宮」銘古鐘より、遷宮前の故地・古館が「末松山」と呼ばれ、これに由来する社号・寺号だとわかる(⑭).

宝永四年(1707)四月四日夜に一宇が焼失し、寺の記録も焼失して詳細が不明であることが記されている(⑪).「申伝」と記された箇所が多いのは、このことに原因があるものと思われる。

般若寺の門前町(本郷原に所在と⑫に明記)に「千軒余」(多数のという意味の常套句)の町場があり、繁盛していたが、津波が襲来して門前町が流出、住民が宮城郡加瀬村八幡町に移住したこと、八幡村大杉元の古杉大木に流出した鍋が引っ掛かり、鍋懸杉と呼ばれるようになったことが知られる(⑫).宮内に所在した八幡社・般若寺と本郷原にあった門前町周辺に津波が襲来し、被害のあったことが知られる.ただし、津波が襲来した時期はこの書上では不明とする.

八幡宮は今も多賀城市宮内に現存し、場所を特定できる. 本郷原の門前町と大杉元の鍋懸杉(⑫)の場所は、明治9年(1876)「宮城郡八幡村絵図」(第1図)に残る小字名(本郷原囲、大杉本囲)と⑫記載内容から、近代の地図、さらに現代の地図に位置を落とすことができる(第2・3図). 般若寺は明治の廃仏毀釈で廃寺となった. 八幡宮東側、本郷原囲南隣の東原囲に墓・林があり(第1図)、ここにあったのだろう.

同じ宮内に所在する八幡社(難八幡)は大社で神 領数丁, 社僧24寺, 社人(神官)30人を擁し, その神 宮寺であった般若寺も寺領2,000石の大寺であった (③・⑥・⑨). 末松山八幡社, 般若寺とも繁栄してい た時期を「往古」とすることに注意が必要である.

しかし,津波による門前町の流出,加瀬村への住 民移住を念頭に置くと,この他の記事についても,津 波被害に関連するとみられる箇所がある.

⑥では、般若寺がかつて寺領 2,000 石の大寺だったが、頽転(それまで繁栄していたが没落して寂れたこと)以来、寄付もなくなったと記す、⑦には、般若寺

が無住の寺となって本尊他の寺宝を本寺である塩竈村法蓮寺(塩竃神社神宮寺)に預けたことが記されている. ④には,往古,般若寺が大寺の頃には法蓮寺(真言宗)を末寺としたが,今は法蓮寺を本山とするものの般若寺は末寺ではない,と記す.

「塩竈町方留書」「塩竈市史編纂委員会(1965), p.67]では法蓮寺を「金光明山法蓮華院京都仁和寺 末寺」と記す.これより法蓮寺と般若寺は、仁和寺を 総本山、仙台大崎八幡宮の別当寺・龍宝寺を別格本 山とする真言宗御室派と推定される.本山・末寺関係 の認定には、少なくとも大崎八幡宮別当寺龍宝寺の 承認が必要である.本山・末寺の逆転からはきわめて 異常な緊急事態が想定される.

⑨には、八幡宮が往古は大社で社人 30 人を擁していたが、いつの頃よりか八幡村と隣村の中野村の百姓のみに減少したことが記され、⑫には、津波後に利府加瀬村八幡町に移住した住民が八幡宮の毎年恒例の神事に前夜より来て参加していることを記す.

以上の④・⑥・⑦・⑨を併せ見ると,般若寺が無住となって「頹転」し,末寺であった塩竈村法蓮寺を本山とし,本尊他の寺宝を預けるようになり,寺領・社人も大幅に減少したとみてよい.その原因は⑫の八幡村宮内(末松山八幡宮・末松山般若寺),本郷原(門前町)の津波被害以外には考えられない.

それではこの津波はいつ頃に起きた津波であったのだろうか. 前述したように, J. F. モリス氏は, この津波を 1611 年慶長奥州地震津波とみている[モリス(2013)]. 筆者もこの見解に全面的に賛同する. このことについて以下, 再検証する.

般若寺が無住となって「頽転」し、法蓮寺を本山と した時期については、この史料2はいずれも「往古」と し、津波襲来の時期については不明としている.

しかし、⑩からは、仙台藩第四代藩主・伊達綱村 (「肯山様」)が御金50切(12両2分)と社地の材木を下賜して、貞享元年(1684)六月に末松山八幡宮を建て替えたことがわかる. 史料 1③にも同年月の建替えを記す.

さらに、これを裏付ける次の第一次史料がある.

【史料 3】「塩竈町方留書 345 末松山八幡宮新営」 [塩竃市史編纂委員会(1965), p.161]

この史料では,塩竈法蓮寺の申請(②・③)にもとづき,仙台城下同心町から亀ケ岡に新造・遷宮した伊達氏氏神の亀岡八幡宮の古宮を末松山八幡宮に移築し(⑤・⑥),金50切(12両2分;④)を法蓮寺に渡すよう富田壱岐氏紹(2歳で仙台藩第四代藩主と

なった伊達綱村のかつての守役)が筆頭奉行として 命じている(①). 年紀はないが, 4 名の署名者(富田 壱岐氏紹・佐々伊賀定隆・遠藤内匠俊信・柴田中務 宗意)の顔ぶれ(①)や内容から, 天和三年(1683) 八 月の亀岡八幡宮落成・遷宮直前の史料とわかる.

これらの史料から、仙台藩第四代藩主・伊達綱村が伊達家氏神の亀岡八幡宮の新築遷宮直後、法蓮寺の願い出により亀岡八幡宮の古い社殿を移築し、賞享元年(1684)に末松山八幡宮を再建したことがわかる。これが津波襲来の上限年代となる。

大破した末松山八幡宮・般若寺の再興である以上,「往古」とされる津波の襲来については,貞享元年 (1684)よりもかなり古い年代とは考えにくく,これに近接した年代である可能性が高い.

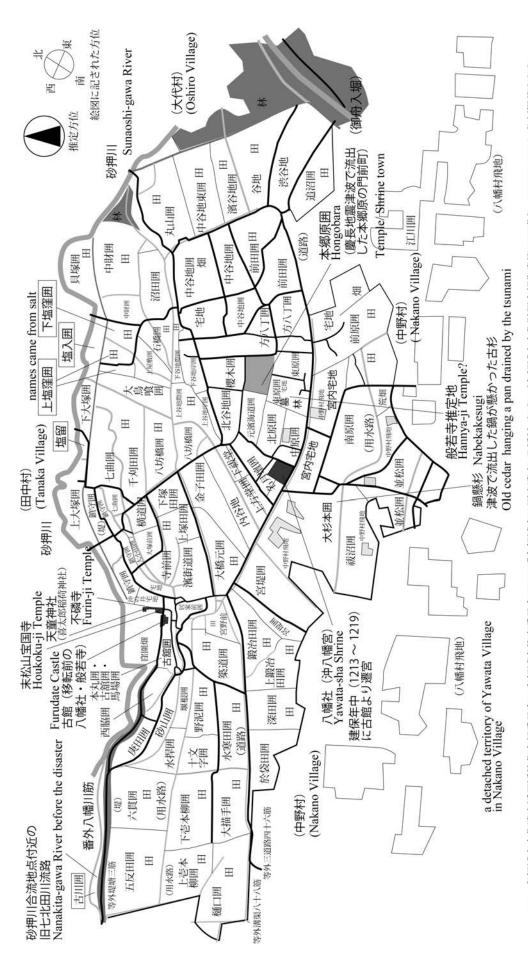
当然のことながら、津波襲来の下限年代は、八幡村宮内における末松山八幡宮・般若寺の創建とその 門前町の形成年代となる。

史料 2⁽³⁾より,八幡荘を拝領した平右馬助〔陸奥介 景衡,生年不明,宝治二年(1248)没,陸奥国府在庁 官人,鎌倉幕府御家人で八幡荘を領有〕が八幡村古 館を居城とし,ここにあった末松山八幡宮・般若寺を 建保年中(1213~1219)に宮内に移転させたことがう かがえる.

また、仙台藩初代藩主・伊達政宗が仙台領を拝領する以前、戦国時代に八幡村にあたる地域周辺を領有したのは留守氏である。留守氏の直属家臣団全員の分限常(知行常)を記した「留守分限帳」が知られている「水沢市史編纂委員会(1993)、多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会・多賀城市教育委員会、(2014)」。これは「御館之人数」、「宮うど(人)の人数」、「里之人数」の3種3冊からなり、伊達氏第十三代当主伊達尚宗の次男で、留守氏に入り、第十六代当主となった留守景宗「生年不明、天文二十三年(1554)没〕の代に成立した「水沢市教育委員会(1979)」。

「留守分限帳」とよく似た史料に、「宮城郡末松山八幡宮社領分」がある「多賀城市編纂委員会(1997)、多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会・多賀城市教育委員会(2014)〕.「宮城郡末松山八幡宮社領分棟札裏書より写申候」とあり、末松山八幡宮の棟札を写した史料であることが知られる。この棟札写は、内容からみて「留守家分限帳」よりも古いと考えられ〔伊藤(1997)〕、15~16世紀代の沖八幡宮の社領が知られる史料となる。

当時,末松山八幡宮(鞢八幡)は大社として繁栄していたが,この史料にはこれを支えた79筆の人名や



多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会・多賀城市教育委員会 2014『多賀城市の歴史遺産 八幡村 (一)』(多賀城市文化財調査報告書第 118 集), pp.16 ~ 25 に分割掲載された 『明治9年 宮城郡八幡村絵図』を合成して下図とし、トレースして一部省略・編集・作図した. 絵図の図示とは天地を逆にし、方位は現行の地形図、多賀城市都市計画図等の地図と照合して修正した.

Fig.1 A pictorial map drawn in 1876 of Yawata Village of Miyagi Country which shows the positional relationship of Sunaoshi-gawa River, Temple/ Shrine town (Yawata-sha Shrine and Hannya-ji Temple), Hokoku-ji Temple, Furin-ji Temple, Tendo Shrine and Furudate Castle. 宝国寺, 不磷寺, 天童神社, 古館の位置関係 明治9年(1876)宮城郡八幡村絵図にみえる砂押川,八幡社,八幡社・般若寺の門前町, 第1図

安永三年(1774)『安永風土記』「宮城郡陸方八幡村般若寺書出」にもとづく情報を付記した。 隣接村名は宮城縣編『陸前國宮城郡地誌』付図(宮城郡)により確認した. . . . 4

寺名[「はんにゃ院」(般若寺),「単んしやう寺」(宝国寺と改名前の林松寺),「ふ里んじ」(不磷寺),「法蓮寺」]別に苅高が列記されている. 苅高の総計は174,910 苅で,留守分限帳の基準100 苅=200 文で換算すると約350 貫目(3,500 石)となり,大社であることを裏付けている[伊藤(1997)].この中には「三日市検断」,「中荒町検断」の二人があり,門前町の役人とみられている.「三日市検断」とは,毎月三日に開かれる定例市を取り締まる役人で,「中荒町検断」はおそらく上・中・下の3区域に区分された「荒町」のうちの「中荒町」を取り締まる役人をさすのだろう.門前町が少なくとも3つの区域に区分され,月例定期市が毎月開催され,繁栄していた様子がうかがえる.このことから,15~16世紀には末松山八幡宮が大社で,門前町が形成され,繁栄していたことが知られる.

以上より,八幡村宮内における末松山八幡宮(鞢八幡),般若寺の下限年代は建保年中(1213~1219),門前町の下限年代は15~16世紀となる.

したがって、宮内を襲った津波の年代は、古館から 末松山八幡宮、般若寺が移転(史料 2⑬)した建保年 中(1213~1219)から仙台藩第四代藩主・伊達綱村 による末松山八幡宮再建(史料 2⑩)の貞享元年 (1684)までの間となる.

一方,869 年貞観地震津波以降,江戸時代初期までに起きた津波について,史料地震学的に検討した行谷佑一・矢田俊文氏によれば,青森~茨城県の東日本太平洋沿岸の一部を襲った可能性のある津波には,応永二十七年(1420)七月二十三日,享徳三年(1454)十一月二十三日,康正元年(1455)十一月二十三日の津波がある. 応永二十七年(1420)津波は茨城県日立市,享徳三年(1454)津波は,青森~福島県の太平洋沿岸の一部を襲ったものであり,康正元年(1455)津波は享徳三年(1454)津波の誤記の可能性が高いものであるという[行谷・矢田(2014)].

したがって、869 年貞観地震津波以降、1611 年慶 長奥州地震津波以前に多賀城市域を襲った津波は、 享徳三年(1454)津波しかないことになる.

八幡宮・般若寺の門前町が 15~16 世紀に存在したことは「宮城郡末松山八幡宮社領分」より明らかであり、享徳三年(1454)津波が八幡宮・般若寺・門前町を襲った津波とは考えられない. 津波が押し寄せたのは末松山八幡宮が再建された貞享元年(1684)に近い年代とみるべきだろう. この間, 陸奥国を襲い、門前町を流出させる程の大津波は、モリス(2013)が論じたように、貞享元年(1684)の 73 年前の 1611 年

慶長奥州地震津波以外にはないとみるべきである.

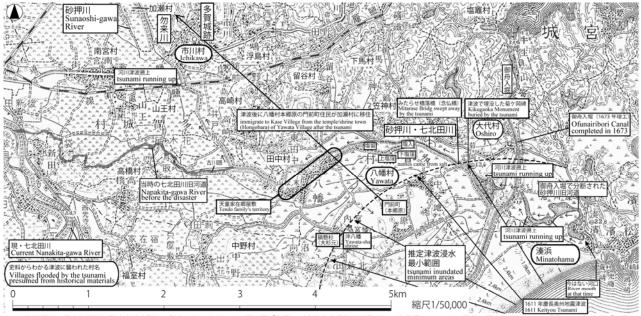
現在,八幡村宮内・本郷原の南東には 1971 年に 開港した仙台新港がある. 仙台新港の開港前の 1915 年発行の地形図と比較すると(第 2・3 図),仙台新港 の開港により港が北と西に 2 km 程入り込み,海岸と の関係が大きく変わったことがよくわかる(第2図). 現 在,仙台市宮城野区蒲生に河口のある七北田川も, 1611 年慶長奥州地震津波の発生当時は,現在の多 賀城市舟橋付近で砂押川と合流して湊浜に流れ下 っていた(第2図).

平成 23 年(2011 年) 東北地方太平洋沖地震に際し、多賀城市では海岸と砂押川や周辺の水路を遡上した津波が押し寄せ、砂押川右岸、南側地域の大部分が浸水した(第3図). 多賀城市宮内には八幡宮が現存するが、この付近には高さ約4~5 mの津波が押し寄せて、八幡宮のある宮内と北東隣の名月(近世の八幡宮・般若寺の門前町所在地)周辺では、全家屋が浸水した. 多賀城市全域でのこの津波による溺死者は188人で、宮内では21人、北東隣の名月では17人とこれらに次いで多くの方々が亡くなった.

平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震に伴い、海岸から直接陸上を遡上した津波は、多賀城市域では海岸線から約2.4~2.7 kmであった. 現在、多賀城市と仙台市宮城野区との間には仙台新港が築港され、この周辺の江戸時代古環境とは大きく異なっている. 1611 年慶長奥州地震津波に見舞われ、浸水した八幡村宮内と本郷原は、当時の海岸線から約2.4 kmの位置にあった. ここまでが津波浸水の最小範囲となる. 多賀城市域における1611 年慶長奥州地震津波による浸水面積は、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震よりもやや少ないが、これに匹敵する面積が浸水し、多くの住民が溺死したと考えられる(第2・3図). このことから、史料1にみえる社家の利府町移住、沽却禿、史料2⑫にみえる門前町の流出は、十分想定可能な史実であったとみられる.

以上の再検討より、八幡村宮内・本郷原における 1611年慶長奥州地震津波の襲来がいっそう明確となった.多賀城市域において、1611年当時の海岸線から少なくとも約 2.4 kmの位置までの広範囲の地域が 1611年慶長奥州地震津波で浸水し、津波被害があったことが史料地震学的検討から判明した(第2図).

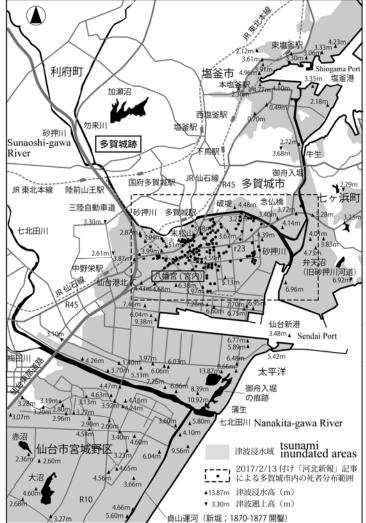
1611 年慶長奥州地震津波は, Mw 9.0 の平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震・津波に匹敵する程大きな巨大地震・津波であったことがこれよりうかがえる.このことは, 1611 年慶長奥州地震・津波の規



この地形図は、国土地理院に謄本交付申請して購入した5万分の1旧版地図「仙臺」(大日本帝国陸地測量部1907年測量、1912/5/30発行、国土地理院リスト番号63-3-3)と同「塩竃」 (大日本帝国陸地測量部1912年測量、1915/5/30発行、国土地理院リスト番号58-15-1)をScanして合成し、必要範囲を切り抜いて使用した。当時の七北田川は別稿(2019)参照

第2図 1611 年慶長奥州地震津波襲来時における八幡村周辺の古環境と津波推定浸水域

Fig.2 Ancient surrounding environment of Yawata Village at the 1611 Keicho Oshu Earthquake Tsunami and estimating tsunami inundated areas.





- 津波浸水域は、国土地理院 http://www.gsi.go.jp/kikaku/kikaku40017.html で公開「2 万 5 千分 1 浸水範囲概 況図 宮城県」106・107・113 に基づき作成。
- 津波浸水高,津波遡上高のデータは,原口強・岩松暉 2011 『東日本大震災 津波詳細地図上巻(青森・岩手・ 宮城)』(古今書院)に依拠.
- 3. 多賀城市域における死者分布は,河北新報「アーカイブ震災」WEB 2017/2/13「<回顧 3.11 証言>都市的環境被害を拡大」(http://www.kahoku.co.jp/special/spe-1168/20170213_02.html) に依拠.



Fig.3 Tsunami inundated areas, tsunami heights and distribution of drowned persons around Tagajo City by the 2011 Tohoku Earthquake Tsunami.

第3図 多賀城市周辺における平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震津波の浸水域・浸水高と溺死者の分布

模を評価する際の新たな材料を地震学・津波工学の研究に提供することになり、重要である.

次の史料 4 にもこの末松山八幡宮・般若寺とその 門前町のことが記されている.

【史料 4】安永三年(1774)『安永風土記御用書出』 「宮城郡陸方八幡村御用書出」

この史料 4 からは、八幡村が天童家拝領の在所で、 天童家家中と百姓が混在して住む町場があること (⑤), 宮内にあった末松山八幡宮が八幡村の鎮守 (⑩)で、八幡村の村名の由来になったこと(①)、天 喜・康平年間(1053~1064),前九年の役に際し,源 義家が戦勝祈願のために、鞢(武士が弓を射る時,弦 で指を傷つけないために用いる革製手袋)を奉納し て以来、「鞢八幡」と称され、大社として繁栄していた こと(⑩), 末松山八幡宮は享保十年(1725)に「御仮 屋」(⑥)が設けられた古館の古杉の後ろにかつて所 在し(8), 宮内に移転し、安永三年(1774) 『安永風 記』段階では八幡宮は「沖八幡」と称され、宮内に所 在したこと(⑩), 八月十七日に御神事と流鏑馬が行 われ、翌日より3日間、馬市も開かれて賑わっていた 「千軒余」(多数)の町場も今はなく、「馬場之跡」とい う旧跡となっていること(⑨)などが知られる。

史料2を裏付ける内容だが、大社の頃は「鞢八幡」 と称されていた八幡宮が安永三年(1774)段階には 「沖八幡」と称されていることは示唆的である.

津波がこの八幡宮のあった宮内周辺に襲来し、門前町も流出、神宮寺の般若寺も被害を受けて無住となり、末寺であった塩竈村法蓮寺を本山として本尊と他の寺宝を預けるようになったことが史料2④・⑥・⑦・⑫より知られる。津波が襲来した当時、宮内に所在した八幡宮と本郷原に所在したその門前町の一帯は、水没して沖に浮かぶような状態であったものと推定される(第2図)。この状態をさして「鞢八幡」と称されていた末松山八幡宮を「沖八幡」と称するようになったものとみられる。

また,②に「人頭四拾壱人. 但, 寺三ケ寺」と記されていることから,検地によって登録され,年貢・諸役を負担する本百姓が八幡村に安永三年(1774)段階では41人居住していたことが知られる. ②からは本百姓の居住する屋敷が八幡村に8つあり,屋敷数は45軒で,そのうち4軒が「沽却禿」(破産)していたことが知られる. 八幡宮(沖八幡)のある宮内屋敷が本百姓13軒ともっとも多く,次いで天童家在郷屋敷のある町屋敷西隣の馬場屋敷(第4図③)が11軒と多い.3番目に多いのは八幡宮の北東,門前町に程近い中谷地

屋敷の9軒で,4番目に多いのは天童家在郷屋敷に 混在する町屋敷6軒である.宮内屋敷,中谷地屋敷 に本百姓が多いのは,八幡宮,門前町との関係だと 思われる.馬場屋敷が2番目の11軒と多いのは,天 童家の八幡村入部に合わせて,その西側の仙台城 下に至る道沿いに本百姓を多く配置し,在郷屋敷と その西側の本百姓の多い屋敷を一体となって整備し た様子をうかがわせる(第4図③).

「沽却禿」が 8 箇所ある本百姓の屋敷のうち,宮内にのみ 4 軒あったことは、1611 年慶長奥州地震津波の被災状況を物語るとみてよいだろう.「沽却禿」を差し引いた屋敷数は 41 軒で、②の本百姓数と一致する.また、③の「家数 四拾八軒 但 借家七軒」からは、48 軒ある本百姓のうち 7 軒が借家であることは、「沽却禿」に至らないまでも、自家ではなく借家住まいとなった本百姓が 7 軒いたことになり、これも 1611 年慶長奥州地震津波の被災と関連する可能性がある.

第 4 図①に示したように, 天和元年(1681)に仙台 藩準一家天童家第四代当主・天童肥後定義が仙台 藩に領有する在郷屋敷絵図を提出しているので, こ れ以前に天童氏が八幡村を領有していたことは確実 である. それでは, 1611 年慶長地震津波が起きた時 に, 天童氏は八幡村を領有していたのだろうか.

天童氏は羽州管領斯波氏の一族で、もともと現在の山形県天童市を所領としていた。天正十二年(1584)、対立していた最上義光に急襲されて天童城が落城し、天童甲斐守頼澄は生き残った家臣とともに関山峠を越え、母方の祖父、宮城郡国人領主の国分盛氏を頼って逃げ落ちた。その後、伊達政宗に召し出されて、一門・一家に次ぐ仙台藩準一家の一つに処遇され、千石を賜い、利府村に居住した(『伊達世臣家譜』).

初代頼澄から第四代定義に至る仙台藩天童家の系譜は複雑である.初代頼澄には子がなく,慶長十六年(1611)六月に病死したため,留守政景(仙台藩初代藩主伊達政宗の叔父,仙台藩一門の水沢伊達家の祖)次男の重頼が養嗣子となり,天童家第二代を継いだ.重頼にも子がなく,寛永二年(1625)に病死したため,重頼娘に入婿した伊達定禁(仙台藩一門の涌谷伊達家第三代当主)の次男頼長が天童家第三代を継いだ.しかし,寛永十六年(1639),涌谷伊達家嫡男の異母兄伊達宗美が29歳の若さで病死したため,頼長は涌谷伊達家に復帰し,涌谷伊達家第四代伊達安芸崇重となる.そのため,天童家第四代は頼長娘に入婿した頼長の従弟定義が継いだ.

天童家初代頼澄は1611年慶長奥州地震津波の4か月前に病死した. 地震・津波の発生当時, 天童頼澄が八幡村を領有していたかどうかということは, 八幡村での慶長地震・津波被害の範囲やその復興を考える上で重要である. しかし, 天童氏の八幡村入部については以下の二説があり, まだ確定していない.

初代天童頼澄入部説:『安永風土記』〔安永三年(1774)書出〕「八幡村御用書出」にもとづき,仙台藩準一家天童家初代当主・天童甲斐守頼澄の時代である慶長年中〔慶長元年(1596)~1611 年慶長奥州地震津波の4か月前,慶長十六年(1611)病死〕とする説〔モリス(2013・2014)〕.

第四代天童定義入部説:『仙台世臣家譜』〔天明三年(1783)成立〕にもとづき、仙台藩準一家天童家第四代当主・天童肥後定義の時代〔寛永十六年(1639)~貞享二年(1685)〕とする説〔多賀城市史編纂委員会(1993)、千葉(2015)〕.

「八幡村御用書出」(史料 3)では、八幡村の内八幡社について「久蔵様御先祖、慶長年中御勧進」(⑧)、天童神社について「慶長年中当村御在所御拝領之節、御遷宮」(⑪)、光徳院の開山について「天童久蔵先祖同姓甲斐頼澄、慶長年中建立」(「松光山光徳院書出」)、宝国寺について「天童久蔵祖先同姓甲斐守頼澄、慶長年中再興」(「末松山宝国寺書出」)と、仮肝入栄吉による書出、光徳院・宝国寺各住職による書出のいずれもが、仙台藩準一家天童家初代・天童甲斐守頼澄による慶長年間〔慶長元年(1596)~慶長十六年(1611)病死〕の八幡村拝領を前提とした書出となっている。一人だけではなく、三人別々の書出が共通していることは重要である。

J. F. モリス氏は、「安永三年段階に村方に残されていたこれだけの記録と伝承が一致して天童家の八幡村拝領と整備を慶長年中・甲斐守頼澄代と伝えていることと、前述の『伊達世臣家譜』の記述との間には大きな隔たりがあるようにみえるが、この二つの説を矛盾し合うものとして捉える必要はない」とし、「天童家の八幡村拝領の時期を慶長年間とする村方史料の説は充分に信頼性のあるものだと評価できると結論付ける」とした[モリス(2013)].

一方,千葉孝弥氏は,「墓所や棟札の調査の結果, 頼澄の代,すなわち慶長年間までさかのぼる確実な 資料は見出すことができず,確認できたのはいずれも 定義の代以降のものであった.したがって,八幡村入 部は定義の代に行われ,在郷屋敷や寺社仏閣の整 備もその時期に行われた可能性が高いと考えられる. 供養碑の調査結果においても、最も古いものは八幡橋南袂の寛文十二年(1672)の念仏塔であり、それより古いものは確認されていないという状況も、そのことと無関係ではなかろう」と、第四代天童定義入部説に立つ[千葉(2015)]. そして、「墓所や棟札等の調査結果は、『伊達世臣家譜』の記載と合致し、「風土記御用書出」や宝国寺等の書出とは異なるものとなったが、これで天童氏の八幡村在所拝領の時期について結論が出たとするものではない」とまとめている。

八幡村宝国寺には、第四代定義以降の歴代当主と夫人の墓碑が別々に揃って残る。その一方、慶長十六年(1611)に病死した初代頼澄の墓碑は、宝国寺にあるものの、天正十四年(1586)に没した夫人と連名で、後で墓碑が作られた可能性をうかがわせる。

第三代頼長は、涌谷伊達家第四代を継ぎ、寛文十一年(1671)の伊達騒動で原田甲斐により斬死した。 涌谷見龍寺に墓所があるので、八幡村に墓所がないことを合理的に説明できる。しかし、第二代重頼の墓碑はなく、八幡村に入部していないとみなければ、宝国寺に墓所のない理由を説明できない。

このことや棟札・供養碑の調査結果は,第四代天 童定義入部説に有利だが, J. F. モリス氏が説くよう に天童家在郷屋敷には百姓家が7軒混在し,古い形 態を示すことは初代天童頼澄入部説に有利に働く.

このように、天童氏の八幡村入部の時期について はまだ二説が対立している段階にあるというのが現状 である. 今後の研究の進展を注視したい.

他に検討すべき史料として、天和元年(1681),仙台藩に天童家より提出された天童家在郷屋敷絵図がある(第4図①).この絵図に記された寺のうち、宝国寺と不磷寺が現存し、名所「沖の井」も現存する.この2寺院と「沖の井」を手掛かりに、多賀城市都市計画図(第4図③)の中のどの範囲が絵図に描かれているか絵図をトレースして検討した.その結果、この絵図に描かれている街並みが大正8年八幡大火前の大正元年(1912)測量地図(第2図)や都市計画図(第4図③)にも残り、今も良好に現存することがわかる.

この絵図では、本来「く」字状となっているA・B・C 地点(第2図,第4図③)が直線状となるように、B地 点を支点として方位、街並みを歪めている.しかし、 砂押川はほぼ正確に描き、道路に面した街並みの長 さ、奥行きも正確であることがわかる.第4図②は、都 市計画図と縮尺を同じくして、本来の位置関係に直し た絵図となる. B地点で歪めているため、絵図には本 来描かれるべき天童神社(現在の喜太郎稲荷神社) が描かれていないことがわかる。また、天童肥後屋敷や内八幡宮、古館の位置も都市計画図のどの位置にあるかも明確に把握できた。また、絵図の隅に描かれた仙台城下に至る道路の西延長も都市計画図に良好に残り、両側の街並みも江戸時代の面影を残していることがわかる(第4図③)。そしてこの絵図に描かれた天童家在郷屋敷は、南西-北東方向で長さ約1,000 m、幅約200 mの規模であることがわかる。

史料 4⑤には、天童家在所の町場が「九丁拾三間」と記されている。仙台領の1間には地域差があり、ばらつきがあるものの、宮城郡海岸一帯では6尺間に集中している[宮城県教育委員会(1974)]。これに依拠して1丁=60間、1間=6尺=1.8 mで換算すると、この町場は553間=995.4 mとなり、第4図③より知られる天童家在郷屋敷の長さと一致する。

また、中世に建てられた古館は、標高 9.9~12.9 mと絵図に描かれた範囲で最も標高が高い場所にあることも確認できた. 古館は「台」という地名の場所にある(史料 4⑧・⑤). 規模は「高、南七間、北四間. 竪四十四間、横三十六間」と記されている(史料 4⑤).

1 間=6 尺=1.8 mで換算すると, 規模は南北 36 間=64.8 m, 東西 44 間=79.2 m, 高さ北 4 間=7.2 m, 南 7 間=12.6 m, 5, 132.6 ㎡となる. 周りよりも一段と高い台形状の土地にあることを裏付けている. 高さも第 4 図③からみたこの付近の標高と近似する.

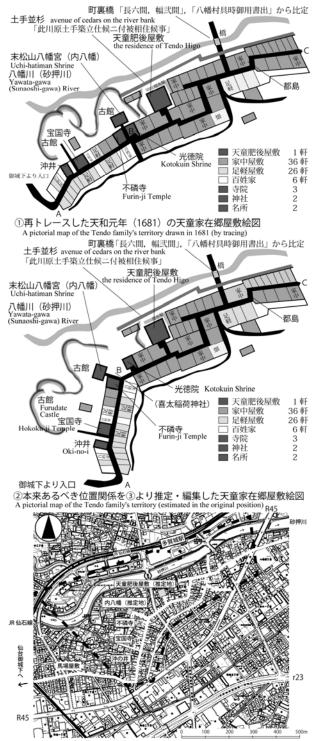
これに対し、天童肥後屋敷と家中屋敷は、標高 1.9 ~2.2 mと古館よりも低い土地にあり、天童肥後屋敷、家中屋敷と砂押川右岸との間には土手が築かれ、土手は杉並木となっている。第 4 図①「土手並杉」の註記によれば、土手を築かなければ居住できない土地である、と当時より認識されていたことになる。

明治十九年(1886)の「宮城縣陸前国八幡村絵図」 〔多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会・多賀城 市教育委員会(2014), pp.48・49〕には小字名が「窪」 と表記され, 低く窪んだ土地であることを示している.

第四代天童定義入部説に立てば、1611 年慶長奥州地震津波から28~74年後の天童氏の八幡村入部ということになり、砂押川右岸に沿った堤防整備(第4図)は、河川津波遡上を経験した後での在郷屋敷整備の一環ということで、説明しやすい。

その一方,第四代天童定義入部説に立った場合, 天童家在郷屋敷絵図に見える天童家屋敷,内八幡 宮などの造営計画が説明しにくい.

天童家が八幡村に入部し、この地に在郷屋敷を構えた際に、中世に古館があった高台の台には、かつ



■ ■ ①・②絵図の描画範囲 A plotting range of the pictorial map ③現代の多賀城市都市計画図に残る 340 年前の天童家在郷屋敷

町並の痕跡 The ruins of the Tendo family's townscape dates back 340 years.
①は多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会・多賀城市教育委員会(2013)『天童家女書 I』(多賀城市文化財調查報告書第113集)、pp.37・38 掲載の「宮城郡八幡邑天童氏屋敷および家中・足軽屋敷絵図」を再トレースして編集。③は多賀城市都市計画課の http://www.city.tagajo.miyagi.jp/toshike/kurashi/toshike/kaku/kekakuzu/index.html よりダウンロードした 1/2.500 仙塩広域都市計画図 X-QE 33-2 (平成 23 年修正)を部分使用し、文字情報等を付記して編集、③にみえる残存する近世以来の道路に合わせ、②では①で再トレースした絵図を本来あるべき位置関係に絵図を編集して図示、③の馬場屋敷の位置は、明治 19 年宮城縣座前国宮城郡八幡村絵図に依拠、の絵図では、不確寺と光徳院の境の道路(B)で、本来「く」字状に曲がる道路、街並みを、A・B・C が直線状となるように配置している。

第4図 天和元年(1681) 仙台藩提出の天童家在郷 屋敷(「町屋敷」) 絵図

Fig.4 A pictorial map of the Tendo family's territory of Yawata Village which submitted to Sendai Domain in 1681. てここに存在した八幡宮の跡地に内八幡宮を勧進し (史料 4⑧・⑪・⑮),この高台には自らの屋敷を構え なかった(第 4 図). 内八幡宮の社地規模は「竪五十間,横廿五間」とあり,南北 25 間=45 m,東西 50 間 =93.6 m, 4, 212 ㎡となる. 古館の規模は,南北 36 間=64.8 m,東西 44 間= 79.2 m,高さ北 4 間= 7.2m,南 7 間=12.6 m,5,132.6 ㎡である(史料 4 ⑮). したがって,内八幡宮の社地は,古館のうち 82.7%にもあたる面積を占有していることになる.

内八幡宮は、慶長年中(1596~1611), 仙台藩準 一家天童家初代当主・天童甲斐守頼澄(1611 年慶 長奥州地震津波の 4 か月前に病死)がこの地を拝領 した際に勧進された、とする(史料 4⑩). 天童神社も、 内八幡宮の勧進に併せてこの台に勧進された、と記 されている(史料 4⑫).

以上より,内八幡宮・天童神社の勧進,天童家屋敷・家中屋敷の造営は,天童家の八幡村入部当初より,天童家在郷屋敷の計画的な経営の一環としてなされたことがわかる.それは,周囲より一段高い高台の古館跡にかつて存在し,宮内に遷宮し,繁栄している末松山八幡宮(「鞢八幡」)の故地に,その後継となる内八幡宮と天童家の氏神・天童神社を勧進させることを最優先とする在郷屋敷整備計画であった.

このことは、天童家の八幡村入部の時期をめぐるこれまでの2説に欠けていた視点であった.

後述の 2.2 のように、砂押川を 1611 年慶長奥州地 震津波がさらに上流の市川村まで遡上していることか ら、第四代天童定義入部説に立てば、津波越流の危 険性の高い砂押川右岸の低地に、わざわざ在郷屋 敷を震災後に構えたことが説明しにくい。

一方,初代天童頼澄入部説に立てば,1611 年慶長奥州地震の前に八幡村を仙台藩準一家初代・天童甲斐守頼澄がすでに領有していたことになり,天童家在郷屋敷の立地についての疑問は解消される.そして,1611 年慶長奥州地震津波の 4 か月前に天童頼澄は病死しているので,津波被害を受けた八幡村宮内・本郷原など村内の復興には,天童家二代当主の天童重頼が当たったということになる.

砂押川右岸の「土手並杉」については、天童家在郷屋敷入部当初から構築されていた可能性と、1611年慶長奥州地震津波後にその経験を活かして作られた可能性の両者があるものの、決定材料はない。

このように、現在の研究状況では 1611 年慶長奥州 地震津波が襲来した当時、天童家が八幡村に入部し ていたか不明な状況にある. 今後の研究の進展によ ってこれらの問題は解決されよう. 注視したい.

この他,明治九年(1876)の宮城郡八幡村絵図の小字名を検討すると,砂押川右岸の砂押川屈曲部付近に,「塩入囲」,「上塩窪囲」,「下塩窪囲」,「塩留囲」という「塩」の名の付く小字名が連続して残ることに気が付く(第1図の□囲みの小字名).

このうち「塩入囲」という地名の残る場所は,平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震・津波が砂押川を遡上した際に,右岸堤防が破堤し,堤外に河川津波が流入したまさにその場所である(第2・3図).

平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震の際に、河川を遡上した河川津波の威力は、陸上を遡上した津波よりも威力があり、川の屈曲部では津波高もより高くなることが確認されている[田中(2013)、茅根他(2014)、青山他(2017)].

このように、砂押川右岸の砂押川屈曲部付近にあった「塩」の名の付く小字名の場所は、津波高がより高くなり、越流が起きやすい場所であった。東日本大震災でも破堤し、津波が南方の低地に流れ込んだ。

以上のことから、これら砂押川右岸に面した「塩」を 冠する地名が連続的に残る地点(第1図の□囲みの 小字名、第2図)は、1611年慶長奥州地震津波により 破堤したか越流した地点である可能性が高い、とみ ている.

2.2 市川村(現・多賀城市市川)の被害

河口から約 6 km上流の市川村まで 1611 年慶長 奥州地震津波が砂押川を遡上していることが次の史 料 5 より知られる.

【史料 5】安永三年(1774)『風土記御用書出』「宮城郡陸方市川村御用書出」

村内を流れる市川は、森郷惣ノ開堤を水源とし、加瀬村で砂押川と合流して市川となり、下流の隣村田中村では田中川と呼ばれ、湊浜に河口を開くことを記す。そして、この川はかつて宮城郡内第一の大河で、大船も通行して「一川」と呼んできたが、「八幡村津波」の後は川筋が埋まって小川のようになり、「市川」と名前も変えたことを記している。

ここに見える「八幡村津波」とは、前項の史料 1, 史料2⑫で明らかにしたように、1611年慶長奥州地震津波のことをさす。このことから、市川村の砂押川・勿来川合流地点をさらに超えて、砂押川を遡った河川津波が遡上し、川筋が埋まって小川のように小さくなったことがうかがえる。

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震では、

砂押川を遡上する河川津波の動画が全国版のテレビニュースで繰り返し報道され、河川津波の恐ろしさが国民に知れ渡った. 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震では、砂押川を遡上した河川津波が砂押川・勿来川の合流地点をさらに超え、少なくとも河口から約8.5 km上流地点まで河川津波が遡上したことが明らかにされている[相原他(2016)].

これと同様に、少なくとも河口から約6km上流の市川村までは、1611年慶長奥州地震津波が砂押川を遡上したことが明らかとなった(第2図).1611年慶長奥州地震がMw9.0の平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に匹敵する程大きな巨大地震であったことがここからもうかがえる.

2.3 大代村(現・多賀城市大代)の被害と復興 【史料 6】安永三年(1774)『風土記御用書出』「宮 城郡陸方大代村御用書出」

この大代村史料 6 は、村に残された控えを後世に書写した個人蔵史料である. 津波を「血波」と誤写し、この津波を慶長年間(1596~1614)以前のものかとしている. 2.1 の八幡村の節でみたように、この津波は1611 年慶長奥州地震津波以外には考えられない.砂押川左岸に位置し、湊浜の河口に近い大代村においても、この津波による被害がうかがえる.

菊ケ岡には、八幡村から大代村に向かう道路があり、菊ケ岡橋が架かっていたことが知られる(史料 4 (19). 菊ケ岡碑はこの橋の袂にあったとみられ、これが津波で流されて埋没していること(①)から、菊ケ岡周辺での津波越流か破堤がわかる(第 2 図).

また,みたらせ橋が 1611 年慶長奥州地震津波で落橋し,100 年以上たった享保年間(1716~1735)に郡奉行に村人が修復を願い出て,村人による10数年間の念仏講積み立てにより修復され,その後は念仏橋(第2・3 図)と呼ばれたことが知られる(③).

2.4 湊浜(現・七ヶ浜町湊浜)の被害と復興

砂押川河口に位置する湊浜における 1611 年地震 津波の被害は、上流の大代村、八幡村、市川村での 被害があり、河川津波の遡上が市川村までうかがえる (史料 5)にもかかわらず、わかりにくい。

【史料 7】安永三年(1774)『風土記御用書出』「宮城郡浜方湊浜御用書出」

この史料から、かつては多賀城下から流下していた市川(砂押川)が流入して湊浜が河口となり、商人舟も往来していたこと(②)、寛文十年(1670)に七北

田川の河口を湊浜から蒲生湊に付け替えたこと(③), それ以後はかつての川筋は埋没して水田や将監谷 内に残る3つの沼(潟湖)である古河沼,前河沼,細 河沼となったこと(④)が知られる.

次の『封内風土記』「湊浜」の史料 8 からもこれと同様のことが知られる.

【史料8】明和九年(1772)『封内風土記』「湊浜」

史料 7 の『安永風土記』「湊浜御用書出」と同様のことが知られる.これに加えて、七北田川の河道を湊浜から蒲生に付け替え、苦竹村へ穀物を積んだ船が通行できるようにしたことがわかる.

このように史料 7・8 からも、七北田川の河道を湊浜から蒲生に付け替えたことが知られる。蒲生村の『安永風土記』村御用書出が残っていないため、河口を付け替えた蒲生村の様子はさらにわかりにくい。

しかし、蒲生村には次の史料9が残り、七北田川の河道付け替えに至る経過などが断片的にわかる.

【史料 9】安永三年(1774)『風土記御用書出』「宮城郡陸方蒲生村代数有之御百姓書出」

この史料 9 では、蒲生村で何代も代数を重ねた市 之丞という本百姓が一人いて(①)、初代小野源蔵か ら八代目の市之丞までの事績を書出している。初代 小野源蔵から四代の小野市兵衛までが仙台藩主の 休息所(別荘)である御仮屋守(御仮屋の管理人)と 肝入を代々勤め、五代から八代まではこの役職に就 かないが本百姓として位置付けられている。

初代小野源蔵は、仙台藩初代藩主・伊達政宗(「貞山様」)より慶長年中(1596~1614)に御仮屋守と肝入を拝命していた(②). 岩切から湊浜に流れ下っていた蒲生川(現在の七北田川)が、河口近くでは少しの出水があっても田畑が水損する状態であったこと(④)から、河口を湊浜から蒲生村に付け替える工事が行われることになり(⑤)、源蔵が御普請方制道役を命ぜられた(⑥). そして、工事の完成によって廃れていた田畑が蘇ったこと(⑦)から、工事現場の視察に訪れた伊達政宗より小野源蔵が具足・兜を賜り(⑧)、苗字・帯刀・乗馬を許され(⑨)、具足・兜が今も伝世して小野家が所持していること(⑪)などが記されている.

七北田川の河道付け替えの原因となったのは、少しの出水があっても湊浜河口近くの田畑が浸水したことであった(④). これは、七北田川の湊浜河口近くの河道が浅くなり、河口が閉塞気味であったことをうかがわせる. 七北田川・砂押川の河道が浅くなったことは、前述の市川村の史料 4 にも記されている. 1611

年慶長奥州地震津波が河川遡上した結果,上流部で河道が埋まって浅くなって大河が小川のように変化を遂げている以上,河口部の湊浜での河道閉塞状況は間違いないだろう.

したがって, 史料 9 の七北田川河道付け替え工事は, 1611 年慶長奥州地震津波以降, 慶長十九年 (1614)までの 3 年間に限定されることになる.

ただし、七北田川の河口を湊浜から蒲生に付け替える工事については、史料7が寛文十年(1670)とするが、史料9からわかる1611年慶長奥州地震津波以降、慶長十九年(1614)の3年間とする私見と矛盾している。この矛盾をどのように理解するか、次にこの問題について考えてみたい。

なお,柳澤(2019)で,近世以前の七北田川旧河 道について先行研究を概観し,昭和23年(1948)米 軍空中写真から判読しているので,参照願いたい.

§3. 宮城郡の治水・内水面交通体系整備事業

江戸〜明治時代,仙台湾では南の阿武隈川河口から北の塩竈港に至る木曳堀一新堀一新入堀が海岸線と平行して開鑿され,貞山運河と総称されている.正保年間(1644~1648)『奥州仙台領絵図』(仙台市博物館所蔵)では、砂押川は表現されていないが、七北田川の河口は、湊浜ではなく、現在と同じく、改修された蒲生湊に位置している。そして、亘理から閖上まで木曳堀が開鑿されていない。

このことから、七北田川の改修工事は正保年間 (1644~1648)以前に行われ、御舟入堀の開鑿はこれ以降であることがわかる(第3図).

一方, 御舟入堀の開鑿時期については, 以下の良好な第一次史料が3つある(史料10~12).

【史料 10】寬文十年(1670)七月和田織部房長鹽 **竈神社奉納石灯籠願文**[只野淳(1934),平重道 (1955)].

この史料で注目されるのは、海岸(蒲生)から仙台 城下に至る 30 里の治水事業(⑥)は、仙台藩初代藩主・伊達政宗が計画したものだがいまだ完成していないこと(②)、その志を継いで治水工事の完成を出入司(勘定奉行)の和田織部房長が仙台藩第四代藩主・伊達綱村(「吾君」)に願い出て(④)、伊達綱村が第四代将軍・徳川家綱の許可(「台命」)を得た上で、房長にこの治水事業を命じて仙台藩直轄事業として実施したこと(⑤)がわかることである.

和田織部房長は出入司を寛文元年(1661)から通

算 36 年間勤め、七北田川の河道を湊浜から付け替えた蒲生村に在郷屋敷を構え、この地で32 石2 斗8 升の新田開発を行った(『伊達世臣家譜』). 昭和53 年(1978) 国土地理院発行の1/2.5 万「仙台東北部」地図には、海岸線から約1.5 km、七北田川右岸に「和田新田」という地名が残されている. 和田織部房長はこの治水事業を3年間で完成させ、祈願文にあるとおり、石灯籠二基を鹽竈神社左右拝殿前に奉納した. 次の史料11が今も鹽竈神社本殿脇に安置されている石灯籠二基の銘である.

【史料 11】寛文十三年(1673)二月和田織部房長鹽竈神社奉納石灯籠銘文(『塩竈市史資料編』)

この史料 11 からは, 寛文十年(1670) に着工した七 北田川周辺の治水事業(史料 10) が寛文十三年 (1673) 二月までに竣工したことがわかる.

次はさらにこれを補強する第一次史料である.

【史料 12】寛文十年(1670)九月佐々木伊兵衛鹽 **竈神社奉納願文**[只野(1934),平(1955)]

この願文は、和田織部房長のもとでこの治水事業の実務を担当した佐々木伊兵衛によるものである。自ら所蔵する史料を最初に翻刻した只野淳氏は、史料にみえる御舟入堀の塩竈村起点となる「鸐ケ浦」は、絵図からみて牛生であると指摘した〔只野(1934)〕.

平重道氏は、史料 10 の寛文十年(1670) 七月和田織部房長鹽竈神社奉納石灯籠願文と史料 12 の佐々木伊兵衛鹽竈神社奉納願文の 2 史料から、御舟入堀の開鑿について以下のような事実がうかがえると指摘した[平(1955)]. 必要十分な論証がなされており、付け加えるべきことはない. なお、返り点、将軍名、仙台藩主名は筆者が付記した.

A. 房長の願文に「昔吾先君政宗卿(仙台藩初代藩主・伊達政宗)以来,有レ欲下令三疏一二鑿溝一流便・運漕之志上,未レ成,」とあるから,御船堀開削事業は政宗時代から考案されており,七北田川切替もその一部と考えられる. なお,この記事から七北田川切替工事が政宗時代の事業であったことが明瞭となる.

B. 房長の願文に「君(仙台藩第四代藩主・伊達綱村),請二台命(第四代将軍・徳川家綱)-, 而命二臣以溝洫之事-, 自二仙台城下-, 至二東海已三十里-」とあるから, 房長が藩命によって工事をした堀は御船入堀(牛生一蒲生)と御船引堀(福室一苦竹)の両方であったことが知られる.

C. 佐々木伊兵衛願文に「和田織部房長寛文四年 三月上旬, 仙台船入見立のため発足之刻」とあるから, 御船堀開鑿の計画が立案され出したのは寛文四年 (1664) 三月である.

D. 佐々木伊兵衛願文に「粗四ヶ年を経而同十年四月上旬, 此旨 征夷大将軍正二位源之左大臣家綱公之達_二上聞_一」とあり, 計画のため四年間の歳月を費し, 寛文十年(1670)四月上旬に設計を幕府に上申して工事の許可をうけた.

E. 佐々木伊兵衛願文に「同八月十七日御堀初有 リ」と見えているから、起工は寛文十年(1670)八月十 七日である. しかし、房長の願文は工事責任者たる彼 が起工に先立つ同年七月に納めたものの、伊兵衛の 願文は実際上の技術的な立案者であった彼が、起工 後間もない同年九月に工事の完成を身命をかけて鹽 竈明神に祈念したものであった.

平(1955)について、渡辺信夫氏はBの寛文十年(1670)の治水事業には御舟入堀の開削は含まれないと批判したが〔渡辺(1994)〕、渡辺(2001)で御舟入堀の着工を万治年間、寛文十三年(1673)竣工と若干自説を修正し、次の興味深い史料を紹介した.

【史料 13】出羽国庄内藩史料『鶴ケ岡大庄屋川上記』103 寛文拾壱年(1671)亥二月三日条〔鶴岡市史編纂会編(1984)〕

この史料 13 より, 寛文十年五月(1670 年 6 月 18 日~7月16日)より湊浜からの開削普請が始まり(①), 庄内藩など他領より日雇人足を雇い入れて,この治水事業を行ったこと(③)がわかる. 日雇人足の調達は, 鶴岡城下三日町(山形県鶴岡巾)の最上屋が行い(④),13日分の日雇賃銭が金一歩,藩の賄い付きの場合はその半額で(③),先ずは庄内からは200人を雇いたい,と仙台藩から来た日雇雇用担当者2 名の見積もり(⑤)は具体的である. また,この治水事業は,幅30間(54 m)で35里の間を掘削し(⑦),普請の仕様は,深さ1尺(30 cm),幅2間(3.6 m)の堆積(1.08 m³)を人足10人/日で積算している(⑧).

①には、「仙台御城堀へ下イナカ道三拾五里遠ゟ海水ヲ堀入、舟付用之普請、寛文拾年(1670)戌五月中ゟ始ル」とある。いなか道とは、小道と大道の別のある里の単位のうちの小道をさし、1里=6町=655m=0.655kmである。これで換算すると、いなか道35里は約23kmとなり、蒲生海岸から仙台城下までの距離とほぼ一致する。

したがって、蒲生に河口を付け替えた七北田川を 遡って、梅田川と合流する福室村から苦竹村まで御 舟曳堀を開鑿し、仙台城下に至る内水面交通を可能 とさせた七北田川水系の治水・内水面交通体系整備 事業は、史料 12 よりうかがえる御舟入堀の開鑿事業 とともに、寛文十年(1670)八月十七日にこれと平行して起工されたことがわかる。

この御舟入堀の開鑿,七北田川の再整備,御舟曳堀の開鑿は,塩竈湊一蒲生一苦竹に至る一連の宮城郡の治水・内水面交通体系整備事業であり,宮城郡内の百姓普請(史料 12)と他領からの日雇人足普請の二本立てで行なわれ,出入司・和田織部房長とその配下・佐々木伊兵衛が主導した幕府公認の仙台藩直轄事業であった.

御舟入堀の開鑿の年代については,八幡村と大代村の御用書出はいずれも万治年中(1658~1660)としているが,詳細は不明である(史料 4®,6②).

一方,一次史料である仙台藩関連史料の史料 10 ~12 と庄内藩史料の史料 13 は,いずれも寛文十年 (1670)とし,内容も具体的で信憑性が高い.村方史 料では,次の史料 14 が御舟入堀の開鑿をこれと同じ く寛文十年(1670)としている.

【史料 14】安永三年(1774)『安永風土記御用書出』「塩竈村御用書出」

この史料では,寛文十年(1670)の御舟入堀開鑿と 度重なる延宝年間の火事による塩竈町の衰微を記し ている[宮城県史編纂委員会(1954)].

貞享二年(1685),仙台藩は貞享二年(1685)特令にと呼ばれる一連の塩竈村保護政策を打ち出し,仙台城下に供給する魚類,材木を塩竈港から陸送することも命じている[平(1955)].「塩竈村御用書出」は貞享二年特令に至る塩竈村衰微の背景を裏付けており、具体的で信憑性がある.

《治水・内水面交通体系整備事業の変遷》

只野(1934),平(1955),遠藤(1989),佐藤(2007) を参考にすると,塩竈湊から蒲生湊に至る運河の開 鑿と七北田川水系の整備という一連の治水・内水面 交通体系整備事業は,1611 年慶長奥州地震津波以 降に以下の3段階を経て行われたことがわかる.

その構想自体は仙台藩初代藩主・伊達政宗の時代に始まり、1611年慶長奥州地震津波被害からの復興に起因した一連の復興事業であり、それを仙台藩の領内経営全般に及ぶ内水面交通体系整備事業として発展させたものとみられる。

第1段階 1611 年慶長奥州地震津波直後~慶長十九年(1614),仙台藩初代藩主・伊達政宗の時代. 蒲生村肝入・小野源蔵が御普請方制道役(地元現場監督)を務め,仙台藩の公共事業として実施した.岩切から福室に至るように七北田川の河道を開鑿し,福室で梅田川と合流させる治水工事が行われた. この治水事業の結果, 岩切から流れ降る七北田川は湊浜ではなく, 蒲生に河口を開くこととなった. 史料10 の出入司・和田織部房長の願文では,「昔吾先君・政宗卿以来, 有レ欲下令三疏一二鑿溝—流便・運漕之志上, 未レ成.」と記し, この治水事業が仙台藩初代藩主・伊達政宗の時代からの構想だったが, 未完成であると述べている. 遠藤剛人氏, 佐藤昭典氏は, 岩切から福室に付け替えた七北田川河道を放水路と呼び, 現在の多賀城市舟橋付近(第1図左上の古川囲, 第2図)で合流した砂押川との完全な切り離しはこの段階にはまだ行われないとみる[遠藤(1989), 佐藤(2007)]. 妥当な見解とみられる.

第2段階 万治年間(1658~1660), 仙台藩第三 代藩主伊達綱宗の時代. 塩竈村牛生から蒲生村に 向けた御舟入堀の着工. 着工前には幕府の許可が 必要だが, 許可の有無と詳細は不明で, 竣工は第3 段階となる.

第3段階 寛文十~十三年(1670~1673), 仙台藩第四代藩主・伊達綱村の時代. 綱村の命と幕府の認可を受け, 出入司の和田織部房長とその配下の佐々木伊兵衛が担当した. 庄内藩からの日雇人足も導入し, 御舟入堀(牛生一蒲生間)の開鑿, 七北田川の再整備, 御舟曳堀(福室一苦竹間)の開鑿が一連の治水・内水面交通体系整備事業として竣工した. 遠藤剛人氏, 佐藤昭典氏は, この段階に七北田川が完全に砂押川から切り離されたとみている[遠藤(1989), 佐藤(2007)]. 妥当な見解とみられる.

§ 4. 多賀城市・利府町の津波伝承

多賀城市とその北に接する利府町には、津波伝承が残されている。相原他(2016)は、「いずれの伝承も時期不詳ではあるが、慶長よりは古く、貞観にまでさかのぼる可能性はあろう」と指摘する。指摘された多賀城市南宮の南宮神社、浮八幡、利府町加瀬の「流れ八幡(泥八幡)」は、いずれも「八幡村津波」との関係で残された伝承である。したがって、これらはすべて1611年慶長奥州地震津波に関わる津波伝承と判断される。また、多賀城市には八幡町が「上千軒、下千軒」と呼ばれた頃、津波があったとする「猩々ヶ池(こさじ)」伝説がある「多賀城市史編纂委員会(1986)」。これも史料2⑩、史料4⑨より1611年慶長奥州地震津波に関わる津波伝承と判断される。

この他,「末の松山」伝説[多賀城市史編纂委員会 (1986)]がある. 末の松山は宝国寺の裏にあり, 国名勝「おくのほそ道の風景地」の一つとして, 2014 年に

追加指定された.元々、「末松山」は末松山八幡宮の名前で、永仁七年(1299)まではこの名は遡る(史料2個).それ以前にそう呼ばれたかは不明である.869年貞観津波と関連する可能性もわずかに残されているが、断定できない.

なお、相原淳一氏は、貞観津波に関するものとしてこれらの津波伝承を最近取り上げた〔相原(2018)〕. これらは 1611 年慶長奥州地震津波に関わる伝承とみられ、したがえない. 古代に遡るような明確な津波伝承は何一つない.

§ 5. おわりに

多賀城市域における 1611 年慶長奥州地震・津波の被害と復興について、『安永風土記』などの史料を検討した結果、津波により当時の海岸線から少なくとも 2.4 km程は全面的に浸水したとみられ、河口から約6 km上流まで砂押川・七北田川を津波が遡上したことが判明した.

1611年慶長奥州地震津波から62年後の寛文十三年(1673),塩竈湊→牛生→御舟入堀→蒲生湊→七 北田川→福室→御舟曳堀→苦竹→仙台城下という 宮城郡の内水面交通体系整備事業が完了した.これ は,1611年慶長奥州地震・津波の起きた時の仙台藩 初代藩主・伊達政宗の構想を受け、未完成であった 一連の治水事業を引き継いだ仙台藩第四代藩主・伊 達綱村が寛文十年(1670)に幕府の許可を得て、寛 文十三年(1673)に完成させたものである.

津波被害を受けた末松山八幡宮は,塩釜神社神宮寺の法蓮寺の願い出を受け,新築遷宮した亀岡神宮の古い社殿を移築して,73年後の貞享元年(1684)に伊達綱村が再興した.落橋した神酒橋(みたらせ橋)は,約100年後の享保年間(1716~1735)に村人により再架橋され,念仏橋と改称された.これまでが宮城郡における1611年慶長奥州地震津波からの一連の復興事業ととらえることができる.

なお,津波で流出した末松山八幡宮別当寺の般若寺も,宝永四年(1707)の焼失以前に再興されたことが知られる(史料 2⑩). 般若寺も末松山八幡宮の再建と同時に再興された可能性が高い.

しかし、震災前に大社・大寺であった末松山八幡宮と般若寺の勢力は、震災前には及ばなかった(史料2③). 寺社は再興されても、庶民が多く暮らし、賑わう町場があり、津波で浸水したその門前町は、再興されなかった(史料4⑨). ここから加瀬村に移住した社家も、元の場所に戻らなかった(史料2⑩).

謝辞

宮城学院女子大学の平川新学長(近世史),東北学院大学文学部の菊池慶子教授(近世史),多賀城市埋蔵文化財調査センターの千葉孝弥氏(歴史考古学),勤務先の東北歴史博物館の塩田達也・秋山沙織学芸員(近世史),相原淳一学芸員(考古学)からは貴重なご教示を頂きました。また、本誌匿名査読者のA氏・B氏、編集担当の白石睦弥氏には、投稿原稿の問題点・課題点を詳細に指摘していただき、本稿は大幅に改善されました。末筆ですが、記して以上の諸氏に感謝いたします。

対象地震:1611年慶長奥州地震•津波

文 献

- 相原淳一・高橋守克・柳澤和明,2016,東日本大震災 津波と貞観津波における浸水域に関する調査―多 賀城下とその周辺を中心にして―,宮城考古学, 18,111-128,宮城県考古学会.
- 相原淳一, 2018, 多賀城と貞観津波, 考古学雑誌, 第 101-1, 1-53, 日本考古学会.
- 青山恭尚, Mohammad Bagus ADITYAWAN, 三戸部佑太, 小森大輔, 田中仁, 2017, 河川遡上津波の数値計算の精度検証と特性把握, 水文・水資源学会誌, **30-1**, 32-42, 水文・水資源学会.
- 千葉孝弥, 2015, 第九章 天童氏と八幡村, 多賀城市 文化遺産活用活性化実行委員会・多賀城市教育 委員会, 多賀城市の歴史遺産 八幡村(二), 多賀 城市文化財調査報告書,123, 351-353.
- 蝦名裕一, 2011, 慶長大津波と震災復興, 特集・東北の 海一東日本大震災②, 季刊東北学, **29**, 124-138.
- 蝦名裕一,2014, 慶長奥州地震津波と復興 四○○年 前にも大地震と大津波があった,よみがえるふるさ との歴史.2. 蕃山房.
- 蝦名裕一・今井健太郎, 2015, 史料や伝承に基づく 1611 年慶長奥州地震の津波痕跡調査, 津波工学 研究報告, **31**, 139-148, 東北大学災害科学国際 研究所.
- 遠藤剛人, 1989, 貞山運河成立史考, 貞山·北上運河 沿革考, 11-92, 仙台月急山叢舎.
- 伊藤信, 1997, 第九章 室町·戦国時代, 多賀城市史, 1, 原始·古代·中世, 501-547.

- 茅根康佑・盧敏・田中仁・梅田信・真野明・佐々木幹夫・ 川越清樹・土屋十圀・三戸部佑太,2014,東北三 県における津波の河川遡上特性,土木学会論文 集 B1(水工学),70-4, I_1165-I_1170,土木学会.
- 菊池慶子, 2016, 仙台藩の海岸林と村の暮らし, クロマッを植えて災害に備える, よみがえるふるさとの歴史,10, 蕃山房.
- 宮城県教育委員会, 1974, 宮城の古民家一宮城県民家緊急調査報告書—.
- 宮城県史編纂委員会, 1954, 宮城県史, 24, 資料編,2, 風土記, 亘理·名取·宮城·黒川·加美郡.
- 宮城県史編纂委員会, 1961, 宮城県史, 28,資料編,6, 風土記, 補遺, 江刺·膽澤·宇多郡, 府城仙臺.
- 水沢市教育委員会, 1979, 解説中世留守家文書.
- 水沢市史編纂委員会編,1993,水沢市史,7,史料編.
- モリス.J. F, 2013,『天童家文書』を読み解く,多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会・多賀城市教育委員会,天童家文書 I,多賀城市文化財調査報告書,113,1-3.
- モリス.J. F, 2014, 仙台藩準一家 天童家について, 天 童氏美術館, 天童城主 天童氏, 7-16.
- 行谷佑一・矢田俊文,2014,史料に記録された中世に おける東日本太平洋沿岸の津波,地震,2-66, 73-81,日本地震学会.
- 難波信雄, 1993, 第三章 『安永風土記』にみる村々, 多賀城市史編纂員会, 多賀城市史, **2**, 近世・近現 代
- 岡田清一, 2017, 慶長奥州地震と相馬中村藩領の復興, 東北福祉大学研究紀要, **41**, 231-244.
- 佐藤昭典, 2007, 利水・水運の都 仙台, 国宝大崎八幡 宮 仙台・江戸学叢書,2.
- 佐藤宏一, 1976, 所謂風土記書上考, 東北歴史資料館 研究紀要, **2**, 71-104, 東北歴史資料館.
- 塩竈市史編纂委員会, 1965, 塩釜町留書, 塩竈市史, **V**, 資料編, 1-168.
- 只野淳, 1934, 御舟堀開鑿より貞山堀に及ぶ, 仙台郷 土研究, **4-5**, 21-27, 仙台郷土研究会.
- 多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会·多賀城市 教育委員会, 2013, 天童家文書 I, 多賀城市文化 財調査報告書,113.
- 多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会・多賀城市 教育委員会, 2014, 多賀城市の歴史遺産 八幡村 (一), 多賀城市文化財調査報告書,118.
- 多賀城市文化遺産活用活性化実行委員会・多賀城市 教育委員会, 2015, 多賀城市の歴史遺産 八幡村 (二), 多賀城市文化財調査報告書,123.

- 多賀城市史編纂委員会, 1985, 多賀城市史, **5**, 歴史資料(二).
- 多賀城市史編纂委員会, 1986, 多賀城市史, **3**, 民俗·文学.
- 多賀城市史編纂委員会, 1993, 多賀城市史, **2**, 近世· 近現代.
- 平重道, 1955, 第二章 商港しての塩竈の盛衰, 第三章 漁港としての塩竈の変遷, 塩竈市史編纂委員会編, 鹽竈市史, I, 本編 I, 256-365.
- 平重道解題,鈴木武夫発行,1975,復刻版仙台叢書, 封內風土記,1.
- 田中仁, 2013, 津波の河川遡上特性に関する研究— 2011 年東日本大震災津波と 2010 年チリ地震津波 の比較研究—, 河川整備基金助成事業成果報告 書(助成番号:24-1213-002).
- 鶴岡市史編纂会編,1984,鶴ケ岡大庄屋川上記 上巻,鶴岡市史資料篇 荘内史料集,9.
- 渡辺信夫, 1994, 木曳堀・御舟入堀の開削をめぐって, 市史せんだい, **4**, 98-106, 仙台市博物館.
- 渡辺信夫, 2001, 第六章第三節 水運の整備, 仙台市 史通史編, 近世1 藩政, 322-336.
- 柳澤和明, 2019, 869 年貞観地震津波発生時における 陸奥国府多賀城周辺の古環境, 歴史地震,**34**, 127-146.

付 録 (史料1~14)

【史料 1】安永三年(1774)『安永風土記御用書出』「八幡 社家御百姓書出」

(前略). ①右三人共二先祖より八幡社家相勤申候処, 二十ケ年以前之頃,沽却禿ニ罷成. 当時跡式無_御座 -候間,代数御書上可レ仕様無_御座-候.(中略).② 以上九人, 右は中野村御百姓ニ御座候処, 三人は跡 式無レ之, 当時六人二罷成, 右何も三月十七日, 八月 十七日御神事之節は,御社地に限,麻上下御免にて 相勤申候処, 社家二付, 諸役御免之品一円無_御座_ 候. ③往古ハ三十人在レ之, 御社用相勤候由, ④何年 之頃二御座候哉, 当村津波之節, 社人共二利府町江 取移候者も在レ之. またハ連々困窮仕, 沽却禿ニ罷成 候. ⑤貞享元年六月, 八幡社御建替之節迄ハ, 御棟札 二御社付社人, 高橋次兵衛, 高橋四郎左衛門, 鈴木庄 左衛門, 小幡善左衛門, 沼田伊兵衛, 栗谷川彦右衛門, 大村藤右衛門, 早坂掃部, 庄子新助, 三浦庄八と名前 被_相載~候処, 当時右子孫之者も相知不心申. 当村并 隣村住居之者取合,相残候分御書上仕候事.(後略).

【史料 2】安永三年(1774) 『安永風土記御用書出』 「宮城郡陸方八幡村般若寺書出」

- 書出 陸方八幡別当 末松山般若寺 楽明 ①真言宗末松山般若寺(中略)
- 一 ②小名之事 宮内
- 一 ③故事来歷之事 <u>当所八幡宮八往古大社二而社</u> 僧廿四ケ寺, 社人三拾人有レ之. 当寺も寺領弐千石 相付, 大寺御座候由, 宝永年中出火之節, 旧記等 不レ残焼失仕, 委細之義, 相知不レ申候事
- 一 寺格之事
- ④本山并末寺之事 本山ハ当郡塩竈村金光明山 法蓮寺ニ御座候. 但,末寺無ニ御座ー候. 往古大寺 之節ハ法蓮寺当寺之末寺之由ニ御座候. 右ハ本末 を争候訳ニハ無ニ御座ー候得共,古実御書上仕候事
- 一 ⑤最初之地移替之事 <u>最初,八幡宮古館之地御鎮</u> <u>座之節ハ,当寺共二末松山二有レ之候処,御遷宮之</u> 折,当所江引移候由,申伝候事(中略)
- 一 ⑥寺領并御寄附之事 前ケ条御書上仕候通,<u>往古</u> 八寺領弐千石相付候由二御座候処,頹転以来御寄 付無_御座—候事
- 一 古什物之事
- 一 ⑦本尊

阿弥陀如来 一体. 右, 御長等委細之義ハ, 村書 出ニ御書上仕候. 此外にも宝物共御座候処, 当寺 無住之節も時々有レ之候ニ付, 宝物共本寺塩竈法 蓮寺ニ預リ居申候事(中略)

- 一 ⑧別当所之事
- 一 ⑨八幡宮 御神体厨子入, 秘置候二付, 住僧迚も開帳仕候得者, 神罰を蒙り候由申伝, 入院之節共二拝見不」仕候. 御神事毎年三月十七日, 八月十七日両度御座候処, 其節ハ天童久蔵足軽弐人宛為二警固之—相付申候. 久蔵方, 故障有」之候節ハ, 御上ゟ当郡田子村福田御足軽被二相付—候. 前ヶ条御書上仕候通, 往古ハ社人三拾人有」之候由. 何時之頃ゟか右社人共当村并隣村中野村御百姓二罷成候. 子孫之者共爾今御神事之砌ハ当社地二限, 麻上下御免被二成下—相勤候処, 人数も近年ハ不足二罷成申候事
- ⑩肯山様思召を以,当社再興仕候節,御金五拾切 <u>并社地之材木被ニ下置ー,貞享元年六月御社建替</u> 申候事
- 一 貞享元年八月十七日ゟ御神酒并鏑射之者江御酒三斗宛今以被_下置-候事
- 一 ①宝永四年四月四日夜中,一宇火事仕. 其節,棟 札等迄焼失仕,貞享元年六月,御棟札写斗御社二相 納居候間,当社二付,委細之義,相知兼申候得共, 承及候義共,左二御書上仕候事
- 一 ⑫当社之義は何年之頃,誰勧請と申義ハ相知不レ申候得共,人皇四十四代 元正天皇御宇,養老五年諸国江国分寺を被ニ相建ー候以後,御当国江三ケ所之納経所被ニ相建ー候由,御城下国分寺,当郡塩竃一宮,当所右三ケ所江今以納経仕未レ申候.此を以

相考候得者,当寺ハ古キ寺と相聞得申候.人皇七十代 御冷泉院御宇,天喜・康平之頃,八幡太郎,東夷征伐之折,当社江鞢を御奉納被レ成置候.以後鞢八幡と奉レ称,御神領数丁御寄附有レ之,繁昌仕千軒余之町場有レ之,唯今,本郷原と申所,当社門前町二候由,申伝候.何年以前之義ニ御座候哉,当村津波仕,右町場も一時ニ水亡仕候.当村大杉元と申所ニ鍋懸杉と申唱,朽損候古杉御座候.其節,鍋懸候大木と申伝置候.津波之節,町場之者,当郡利府加瀬村之内江立除候由.右村二八幡町と申候町御座候処,当村方引移候ニ付,今以,当社を信心仕,三月八日両御祭日八八幡町之者共,前夜ゟ罷越,夜籠り仕候事

- 一 ⑬当社往古ハ古館之所,四方四拾間斗之平地ニ御 <u>鎮座有レ之.</u> 当時古杉壱本御座候所を<u>御社之跡</u>と申 伝候. 今以,宮ノ前又ハ馬場抔と申候小名御座候ハ 旧御鎮座之寄ニ而,<u>馬場</u>と申候所ハ御祭礼之節,流 鏑馬有レ之候,馬場と申事ニ御座候.人王八十四代 順徳院御宇,建保年中将軍実朝公御時,平右馬助と 申人,当所拝領有レ之.居城築立候節,当所江御遷 宮と申伝候事(中略)
- 一 ⑭当社古鐘,延宝年中迄ハ御座候処(中略),右古鐘之銘左二御書上仕候事.<u>奉謹鐘鋳 奥州末松山</u>八幡宮 大檀那介平景綱 大工藤原弘光 大工加当安吉永仁七年二月朔日.(後略).

【史料 3】「塩竈町方留書 345 末松山八幡宮新営」〔塩 竃市史編纂委員会(1965), p.161〕

宮崎安左衛門殿

①<u>富田壱岐</u> 佐々伊賀 遠藤内匠 柴田中務

②先年為二御祈祷之-,宮城郡<u>末松山八幡宮へ鹽竈</u> <u>法蓮寺</u>宥真,御宿願相掛候二付,右,御宮建立仕度候間,新八幡宮之旧御宮被二下置—度由,③頃日,法蓮寺,品々願書共差出候二付,如レ願御宮被二下置—,④ 其上,金五拾切為二作料金—被二下置—候間,此旨,鹽竈法蓮寺へ可レ被二申渡—候.已上.

七月廿四日

私二⑤新八幡之古御宮ト申ハ,貞山様御代,同心 町二御宮御立被以成候八幡ヲ,亀ケ岡へ御移被以遊候 由,伝承候.⑥亀ケ岡ハ新規ニ御造営罷成候故,古御 宮,願之上,被上下置一候由二候事.

【史料 4】安永三年(1774)『安永風土記御用書出』 「宮城郡陸方八幡村御用書出」

風土記御用書出 宮城郡陸方八幡村

仮肝入 栄吉

①村名二付由来 当村往古より八幡宮御鎮座御座 候二付,御神号を以村名二称来候由,申伝候事(中 略)

- 一 ②人頭 四拾壱人. 但, 寺三ケ寺
- 一 ③家数 四拾八軒 但,借家七軒
- ④当村,末の松山之内ニ享保十年之頃,獅山様御代より御仮屋被_相建置_候事
- 一⑤当所,天童久蔵様御在所ニ付,御家中・御百姓 入合住居仕候町場丁間九丁拾三間御座候処,御家 中家数等ハ右久蔵様より御書上可□レ被レ成置一候事
- 一 当町, 宿場二無レ之候間, 他村宿次・里数之義, 御 書上不レ仕候事
- 一 ⑥男女 都合弐百四拾壱人 内, 男百三拾人, 女百拾壱人. (中略).
- 名所 四馬場 ⑦<u>奥の井.</u>(中略).
- 一 旧跡 二 古館
 - ⑧八幡社之跡 御仮屋の後ろ, 古館之内, 古杉 壱本有レ之候処, 往古沖八幡相立候由, 申伝置 候事

馬場

- 一 ⑨<u>馬場之跡 往古千軒以上の町場有レ之</u>,八月 十七日沖八幡御神事之節,流鏑馬被_二相行_一翌 日より三日宛,馬市相立候由申伝候.今以三月 十七日,十九日迄,日数三日宛,一村中,休日 二仕候事
- 一 神社 四

村鎮守

- 一 ⑩八幡社 当所ニ而ハ沖八幡と申唱候
 - 一 小名 宮内
 - 一 勧請 誰勧請と申儀并月共二相知不レ申候得 共,人王七十代 後冷泉院御宇,天喜・康平 之頃,八幡太郎源義家朝臣東夷征伐之折, 鞢を御奉納被ニ成置—候以来ハ,<u>鞢八幡</u>と奉レ 称候.其節ハ御神領も数丁御寄附有レ之,神 主・社僧等数多御座候由申伝候事
 - 社地 ^{SO/拾書間}
 中略)
 - 一 別当 当村真言宗末松山磐若寺
 - 一 ⑪八幡社 当所にてハ内八幡と申唱候事
 - 一 小名 久蔵様御拝領地之内 台
 - 一<u>勧請</u><u>久蔵様御先祖,慶長年中御勧請被</u> 成置—候由二御座候事
 - 一 社地 ^{吸五+問} 一 社 辰巳向壱間作.(中略).
 - 一 迎天童神社
 - 一 小名 久蔵様御拝領地之内 台
 - 一 勧請 <u>久蔵様御先祖</u>, 羽州天童御居城之節, 御勧請被_二成置_一, <u>慶長年中当村御在所御拝</u> 領之節, 御遷宮之由申伝候事. (中略).
 - 一 代数有心之御百姓 壱人

③町屋敷 奥井守平吉

一 ⑭八幡社家 拾人

宮内屋敷 庄右衛門,同所 三四郎,同所 四郎助,要害屋敷 与兵衛,右四人は当村御百姓,蓬田屋敷 覚左衛門,原田屋敷 大助,宿在家屋敷 嘉内,同所 久兵衛,曲田屋敷 長十郎,同所 市太郎,大貝沼屋敷 文四郎,片平屋敷 虎蔵,右八人は中野村御百姓

当村,古人と申者無_御座_候得共,代数有」之 御百姓二御座候間,右書出壱冊,八幡社家書出 一冊,都合弐冊相添,指出申候事.但,当郡中 野村御百姓共二八幡社家之分ハ,当村より申上 候様,被_仰渡_候間,他村二候得共,御書上仕 候事.(中略).

一 (15)古館

御仮屋後口

一 古館 高南七間 竪四十四間 北四間 横三十六間

右ハ<u>伊沢四郎様家景御家士,八幡兵庫居館</u>之由, 申伝候事(中略)

- 一 ⑯御林 二ケ銘 当村御拝領御林無_御座_候事
 - 一 御舟入西土手松御林響町
 - 一 御舟入東土手松御林 養玉丁

右<u>両御林共,元禄元年御植立</u>二御座候. 但,東ハ 当郡松ケ浜,南ハ当郡中野村,北ハ当郡笠神村御 境

一川 一 一 ⑰八幡川

- 一 水上ハ当郡田中川にて当村分御裏と申所江流 来申候事
- 一 末水ハ当郡大代村境当村分<u>菊ケ岡</u>と申所より大 代川ニ罷成候事

一堀一

一 ®<u>御舟入堀</u> 但,南ハ当郡中野村境より北ハ当郡笠神村境まて,右ハ<u>万治年中御堀方罷成候</u>由申伝候事.(中略).

一 19橋 三

- 一 <u>町裏橋^{長大開} 当</u>郡蒲生村より当郡塩竈村江之通 路
- 一 寺前橋 国分原町より当郡笠神村江之通路
- 一 <u>菊ケ岡橋^{長 大 間} 当</u>村より当郡大代并七ケ浜江之 通路. (中略).
- 一 小名 二 一 馬場 一 ②宮内
- 一 ②屋敷名 八
 - 一 西屋敷 弐軒, 一 東屋敷 壱軒, 一 大塚屋敷 壱軒, 一 宮内屋敷 十三軒 齊語類, 一 原屋敷 弐 軒, 一 中谷地屋敷 九軒, 一 町屋敷 六軒 內, 寺二ケ寺, 一 馬場屋敷 十一軒. 以上四十五軒. 但, 枯却禿四軒.
- 一 ②御村堺 ^{壓+Ξ丁} .(後略).

【史料 5】安永三年(1774)『風土記御用書出』「宮城郡 陸方市川村御用書出」

風土記御用書出 肝入市兵衛(中略)

→ 川

一 市川

- 一 水上ハ当郡森郷惣ノ開堤ゟ出,当村沼頭と 申所ニ而,当郡加瀬村砂押川江落合流来申 候事
- 一 末水ハ当村境, 杉之崎と申所ゟ当郡田中川 ニ罷成候事

但, 右川, 往古ハ遠流当郡湊浜江落合, 郡中第一之大河ニ而, 大船も通用仕候ニ付, 当村を一川と称来候由, 俗説申伝候. 何年之頃ゟか, 当郡八幡村津波之節, 川筋相埋り, 其後ハ小川ニ罷成, 只今ハ文字も書替申候事. (後略).

【史料 6】安永三年(1774)『風土記御用書出』 「宮城郡陸方大代村御用書出」

(前略)

- 一 ①古碑 壱ツ <u>菊カ岡ノ碑</u>と云ふ. 但シ不明ニシテ 其侭トナリシガ<u>多分慶長以前ノ血波ノ節沈埋シタル由</u> 申伝候事. (中略).
- 一 堀 一 ②<u>御舟人堀</u> 但シ南ハ当郡笠神村境,北 ハ当村大木戸ト申処ニ而海ニ落候事,<u>右堀方ハ万治</u> 年中御堀方ニ罷成候由,申伝候事
- 一橋 一③<u>念仏橋</u>慶長年号以前ハみたらせ橋ト称へ来リシガ年々歳々水増嵩み,其上<u>血波ノ為メ落橋</u>重ネ重ネナルヲ以,其侭中断シ居候モ,通路成難キヲ 患ヒ,御郡奉行所ニ御願,享保年間祖母共ノ順ニ衣リ, 念仏修行十数ケ年ニシテ此橋ヲ架シ,通行人ノ御為ヲ ナシタルニ依リ,夫ヨリ念仏橋ト称へ来リタル由ニ伝へ 来リ侯事,(後略).

【史料 7】安永三年(1774)『風土記御用書出』「宮城郡 浜方湊浜御用書出」

(前略)

- 一①沼三
 - 一 古河沼(将監谷内) 廻六百間程
 - 一 前川沼(同所) 廻七百五拾間程
 - 一 細河沼(同所) 廻四百五十間程

②右ハ往古当郡市川之末流,多賀城之下より当村江流入,商人舟往来仕処,③寛文拾年岩切川を当村蒲生湊江被_相廻_候.④已後,往古之川筋,御田地またハ沼等ニ罷成申候事.(後略).

【史料 8】明和九年(1772)『封内風土記』「湊浜」〔平重道解題,鈴木武夫発行(1975)〕

(前略). 沼凡三. 古川. 前川. 細川. 伝云, 以上三河川, 往古本郡市川村末流, $\underline{b}=\underline{8 g \, kr}_-$, 至 $\underline{-x \, b}_-$, 商船往来. 其後, $\underline{b}=\underline{x \, arraha}$ 生奏 \underline{b}_- , 至 $\underline{-x \, arraha}$ 生数船通行之路 $\underline{-x \, braha}$, 自 $\underline{-x \, braha}$ 是以来, 其地為 $\underline{-x \, braha}$ 出或沼 $\underline{-x \, arraha}$. (後略).

【史料9】安永三年(1774)『風土記御用書出』「宮城郡陸 方蒲生村代数有之御百姓書出」

肝入 五郎助

荻袋屋敷 市之丞

①右市之丞儀, 先祖<u>小野源蔵</u>以前之名前, 代数并何方ゟ当所江取移候儀共二, 相知不レ申候処, ②<u>源蔵儀, 慶長年中, 貞山様御代, 当村御仮屋守井肝人御役被</u>一<u>仰渡</u>相勤候由, 申伝候. 仍, 源蔵代ゟ御書上仕候事.

先祖 小野源蔵

右③源蔵儀,慶長年中,当村御仮屋守并肝人御役相勤申候.④当村蒲生川,先年ハ岩切ゟ湊浜江流落申由ニ御座候処,湊口近キ方ゟ少之出水ニ而も,右川通り田畑水損罷成候ニ付,⑤当村江新規ニ御掘方罷成,川筋被ニ相廻—候節,⑥源蔵儀,右御普請方制道役御上様ゟ被ニ仰付ニ相勤候処,御普請成就仕候.⑦以後,廃居候田畑,過分之起返り罷出候ニ付,⑧御誉被ニ成下一,貞山様ゟ於ニ御普請場ー,御具足并御甲,被ニ下置—候由,申伝候.⑨源蔵儀,苗字相名乗,带刀,鞍馬ニテ相勤候由ニ付,鞍・笠共ニ只今ニ所持仕居候事.(中略).

⑩先祖源蔵代ゟ右市兵衛代迄,四代御仮屋守并肝 人共引続相勤候由ニ御座候処,仰渡候年月,在役年 数共ニ相知兼申候事.(中略).

⑪先祖小野源蔵代,御賞有レ之.其折拝領仕候武具, 今以,所持仕居候事.(後略).

【史料 10】寛文十年(1670)七月和田織部房長鹽竈神社 奉納石灯籠願文[只野(1934),平(1955)].

奥侯出納大司·臣和田織部房長再拝 (中略).①爰仙台国郡其幅員数十里,其士民数万家而曾無_運漕之便-,士民困_運輸-.②<u>昔吾先君·政宗卿以来,有ь欲下令=疏-</u>_<u>鑿溝—流便·運漕之志上,未</u>之成,士民憾心之.③故,臣興二大願-,欲心成二此事-,謀二士大夫咸-,以為可也.④故,謹一二告吾君云云-.⑤君,請二台命-,而命心臣以二溝洫之事-.⑥自二仙台城下—至二東海已三十里-,其間有心山有心川有二斥鹵—雖,庶民子来其成功也,定有二人力所心不心及—歟.(中略).

再拝稽首々々敬白 干時寛文十庚戊年七月吉辰

【史料 11】寛文十三年(1673)二月和田織部房長鹽竈神 社奉納石灯籠銘文 〔塩竈市史編纂委員会(1965)〕

石燈 左右拝殿前 祈願成就 和田半之介房長 寛文十三癸丑天二月吉祥日

【史料 12】寛文十年(1670)九月佐々木伊兵衛鹽竈神社 奉納願文[只野(1934), 平(1955)]. 神力を頼て国家万吉自在之舟人普請成就之誓願也. (中略). 御鍬初之後, 宮城之郡百姓等一同に心を合, 此舟入を掘る. (中略). 人民力を合, 舟入成就無レ疑, 爰に神明通力を以祈所は曲而悪所を除き直にして善所を可し通所也. 大守公並に領郡之人民之通力を尽は, 寿命長遠にして舟入成就之願, 久レ年, 為呈愚身之不し来神助一, 然所に大守綱基公之城下万福自在, 諸人こんきうをすくはんために, 和田織部房長寛文四年三月上旬, 仙台舟入見立のため発足之刻, 愚育之我も鸐ヶ浦に至り, 舟之通用をもとむ. 粗四ヶ年を経而同十年四月上旬, 此旨征夷大将軍正二位源之左大臣家綱公之達一所上聞一, 綱基公, 領郡為一人民の一同一其旨を一由, 和田織部□上意告一愚私に一, 同八月十七日御堀初有り. (中略)

敬白

寛文十年九月吉日

願主 佐々木伊兵衛(花押)

鹽竈大明神宮御宝殿 奉納

【史料 13】出羽国庄内藩史料『鶴ケ岡大庄屋川上記』 103 寛文拾壱年(1671)亥二月三日条〔鶴岡市史編纂会 編(1984)〕

寛文拾壱年亥二月三日ニ書ニ是ヲー

一,①仙台御城堀へ下イナカ道三拾五里遠ゟ海水ヲ 堀入,舟付用之普請,寛文拾年戌五月中ゟ始ル由,② 仙台御軍中之人足ハ不」遣,他国ゟ日雇之者やとい普 請是有候由,③仙台ゟ日雇御やとい候事,拾三日二金 壱歩ツゝ,御手前之御賄ニ而者廿六日ニ金壱歩ツゝ日 雇□□□□由也.④三日町最上屋仁右衛門所へ日雇 取やといに,仙台ゟ人やとい之人弐人,亥二月朔日ニ 参候.⑤弐百人程ハ先庄内ゟやとい参度由申候.⑥日 雇取之路銭ハ拾人ニ金弐歩ツゝ庄内ニ而相渡可」参候 由,彼両人之人申候.⑦但,横はゝ三拾間ニして三拾 五里之間ヲ堀由也.⑧普譜仕様深サ壱尺,広サ弐間四 方ニして,一日ニ人足拾人ニ而堀積り之由ニ候.⑨惣 而普請ゆるかせ(不」)被」成普請有」之由ニ候.

【史料 14】安永三年(1774)『安永風土記御用書出』「塩 竈村御用書出」

(前略). 往古, 当浦船付ニ御座候処, <u>寛文拾年当郡蒲</u>生江川筋被ニ相廻ニ候以後, 諸色御船荷物并商人船共ニ入津不」仕, 当所ゟ駄送無ニ御座ニ候ニ付, 自然と衰微仕, 其上延宝年中ゟ毎年之様ニ当町火事仕, 彌増困窮仕候. (後略).